

○交通安全施設管理要綱の制定について（平成5年11月19日例規第53号）

〔沿革〕 平成31年4月例規第23号改正

別記のとおり制定し、平成5年12月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

交通安全施設管理要綱

第1 目的

この要綱は、奈良県公有財産規則（昭和39年5月奈良県規則第15号）に定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく信号機、道路標識及び道路標示並びに交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和41年法律第45号）第2条第3項第1号の規定に基づく交通管制センターの装置（以下「交通安全施設」という。）の適正な管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、道路交通法第49条第2項の規定に基づくパーキング・チケット発給整備並びに一般国道25号（名阪国道）における可変式速度規制標識操作盤及びその他の付属設備については、本要綱に定めるもののほか、それぞれ別に定めるところによるものとする。

第2 管理責任者及び管理者

- 1 交通安全施設の適正な管理及び運用を図るため、警察本部に交通安全施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）を、交通部高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）に交通安全施設管理者（以下「管理者」という。）を置き、管理責任者には交通部交通規制課長を、管理者には交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）をもって充てる。
- 2 管理責任者は、設置された交通安全施設の管理及び運用について総括的責任を負い、管理者は、管轄区域内に設置された交通安全施設の管理及び運用について第一次的責任を負うものとする。
- 3 管理責任者及び管理者は、互いに連携し、交通安全施設の適正な管理及び運用に努めなければならない。

第3 管理責任者の責務

管理責任者は、交通安全施設の管理及び運用について総括的責任を遂行するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 交通安全施設の機能が十分に発揮されるよう効果的な運用に配慮すること。

- (2) 関係機関との連携を密にすること。
- (3) 交通安全施設が破損、故障、滅失等（以下「損傷等」という。）によりその効用を失ったときは、速やかに必要な回復措置を採ること。
- (4) 交通安全施設について、毎年1回以上定期点検を実施すること。

第4 管理者の責務

管理者は、交通安全施設の管理及び運用について第一次的責任を遂行するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 交通安全施設の整備状況を常に把握し、その効用が損なわれることのないよう適正な管理に努めること。
- (2) 毎月1日（日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、翌日）に交通安全施設の一斉点検を行うこと。
- (3) 強風、豪雨等の異常気象により交通安全施設に損傷等を生じるおそれがあるときは、あらかじめ必要な応急措置が採れるよう配意すること。
- (4) 倒壊、落下又はそのおそれがある交通安全施設を発見したときは、直ちに補修又は撤去その他必要な応急措置を講じること。
- (5) 交通安全施設が損傷等によりその効用を失ったときは、速やかに補修、更新等の措置を採ること。
- (6) 道路工事、交通事故等により交通安全施設が損傷等されたときは、原則として、その原因となる行為について責任を有する者の費用負担によって復旧の措置を講じること。

第5 警察職員の責務

警察職員は、日常の警察活動を通じて損傷等若しくは視認性の阻害その他の理由により交通安全施設の効用が損なわれ、又は改善を要すると認められる交通安全施設を発見又は認知したときは、速やかに当該交通安全施設の設置場所を管轄する警察署長等に報告又は通報するものとする。

第6 取扱責任者

- 1 交通安全施設の適正な管理及び運用を図るため、交通安全施設取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、交通規制課にあっては交通管制官及び課長補佐を、高速道路交通警察隊にあっては副隊長を、警察署にあっては交通担当課（係）長をもって充てる。
- 2 取扱責任者は、管理責任者又は管理者の指揮監督を受け、交通安全施設の管理及び運用に係る事務を処理する。

第7 点検

交通安全施設の点検を実施するに当たっては、交通安全施設点検項目及び点検要領（別表）に定めるところにより行うものとする。

第8 交通安全施設に設置された立看板等の除去

1 基本的な考え方

交通安全施設は、奈良県公有財産で、かつ奈良県公安委員会が維持管理するものであり、何人にも交通安全施設への立看板の設置及びビラ・ポスター等のはり付け等については同意していないため、管理権に基づき撤去する（対象となる交通安全施設は、奈良県公安委員会のものとし、道路管理者、関西電力、N T T等に信号灯器等を共架した柱を除く。）。

2 除去要領

- (1) 設置又ははり付けをした者（以下「行為者」という。）が判明している場合には、これらの者に除去を要求し、これに応じないときは、当該物件を除去し、除去した日時、場所、形状、枚数等を記載した報告書を作成する。
- (2) 事件に関係するものについては、立看板等の除去を行う前に関係各課（係）と十分な連絡、協議の上で除去するとともに、除去したものの処分についても同様とし、後日紛議が生じないように留意する。
- (3) 除去した立看板等のうち、事件性が否定されるものについては行為者に連絡を取って返還するものとし、その際、厳重な注意を与える。また、引き取りに來ない場合や管理権者に処分を任せる旨の意思表示をした場合は、その経緯を記録し、除去の日から1箇月を経過した時点で処分する。

第9 報告等

管理者は、次に掲げる(1)から(5)までに該当することとなった場合、速やかに管理責任者を經由して警察本部長に報告又は上申を行うものとする。ただし、将来訴訟事案に発展するおそれのある場合、その他急を要する場合は、管理責任者に即報するとともに、協議の上、必要な措置を講じるものとする。

なお、報告及び上申について、(2)に該当する場合にあっては交通安全施設障害発生等報告書（別記様式第1）、(4)に該当する場合にあっては信号機運用改善要望書（別記様式第2）により行うものとする。

- (1) 交通安全施設の管理及び運用に起因する事故が発生したとき。
- (2) 交通事故その他の事由により、交通安全施設が損傷等し、補修、更新等の措置が必要になったとき。
- (3) 点検及び道路工事等により、交通安全施設の移設若しくは撤去又は改善の必要があると認められるとき。

- (4) 信号機の秒数、現示時間等の変更又は機能付加を要望しようとするとき。
- (5) 原因者の費用負担により交通安全施設が補修されたとき。

第10 管理資料

管理責任者及び管理者は、交通安全施設の管理及び運用の状況を明らかにするため、次に掲げる資料を備え付けておくものとする。

(1) 管理責任者

- ア 道路標識台帳（別記様式第3）
- イ 道路標示設置図（別記様式第4、別記様式第5）
- ウ 横断歩道原票（別記様式第6）
自転車横断帯
- エ 信号機管理簿（別記様式第7）
- オ 信号機現示等設定表（別記様式第8）

(2) 管理者

- ア 道路標識台帳（別記様式第3）
- イ 信号機管理簿（別記様式第7）
- ウ 信号機現示等設定表（別記様式第8）

第11 保守点検の委託

管理責任者は、交通安全施設の機能を維持するため、関係業者等にその保守点検を委託することができるものとする。

（別表、別記様式省略）